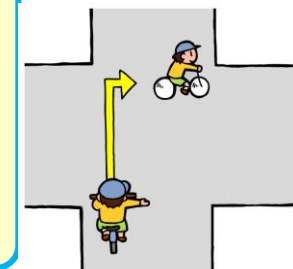


ひろしまけん 交通指導員だより

2021.7
第50号

発行：
広島県環境県民局
県民活動課
(交通安全対策室)

2021年
広島県交通安全
年間スローガン
「ゆとりある
心と車間の
ディスタンス」



広島県では、毎年5月を自転車マナーアップ強化月間としています。今年も、「自転車も車と一緒にその責任」をスローガンにしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、イベントは中止となりました。自転車に乗り始める小学生、自転車通学を始める中・高校生、また、公共交通機関を避けて自転車を利用する人が見込まれることから、自転車の安全利用に関する記事を掲載します。

毎月1日は
「自転車安全利用の日」

自転車は、車の仲間です。
交通ルールが決められています。
決まりを守って正しく乗り、
被害者にも加害者にもならないように気を付けましょう。



自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

次の場合は歩道を通行することができます。

- 歩道に「自転車歩道通行可」の標識があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や
な人が自転車を運転しているとき
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき



② 車道は左側を通行

- 道路(車道)の中央から左の部分を通行しましょう。
- 自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通行しましょう。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しましょう。歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しましょう。

④ 安全ルールを守る

飲酒運転・2人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。

「自転車安全利用街頭キャンペーン」の中止に伴う安全利用宣言の掲載

5月7日に広島市南区で実施を予定していた交対協・広島南警察署主催のこのキャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、やむを得ず中止しました。

当日、南区内の広島県自転車マナーアップ推進校の代表生徒が披露する予定だった安全利用宣言の内容を、以下に掲載します。

皆さんも、ぜひ指導をお願いします！

- 1 車道では左側、歩道では車道寄りを走行し、歩行者優先を徹底します。
- 2 二人乗り、横並び、傘差し運転はしません。
- 3 スマートフォンを見ながら、イヤホンを付けながらの運転はしません。
- 4 夜間は、ライトを点灯します。
- 5 交差点では信号を守り、一時停止をして安全を確認します。

当日参加を予定していた
南区内の推進校

- ・ 県立皆実高等学校
- ・ 県立広島工業高等学校
- ・ 比治山女子高等学校
- ・ 進徳女子高等学校
- ・ 広島市立広島工業高等学校

広島県夏の交通安全運動

◆実施期間

令和3年7月11日～20日
年間スローガン
「ゆとりある心と車間のディスタンス」

◆運動の重点

- ① 子供と高齢者の安全な通行の確保
 - ・子供と高齢者に対して、思いやりのある運転を心掛けましょう。
 - ・ライトや反射材を活用しましょう。
- ② 高齢運転者の交通事故防止
 - ・通り慣れた道路でも油断せず、しっかりと安全確認しましょう。
 - ・安全運転サポート車(サポカーS)を検討しましょう。
- ③ 飲酒運転の根絶
 - ・飲酒運転を絶対にしない・させないようにしましょう。
- ④ 自転車の安全利用の推進
 - ・自転車安全利用五則を守りましょう。

◆横断歩道は歩行者優先

横断歩道を渡ろうとしている人がいる場合、車両は停止しなければいけません。
歩行者は、交通事故の当事者にならないために
・車が来ていないか確認
・車が止まったか確認
・横断中も車を確認
さらに、『手をあげる』『車の方を見る』など
ドライバーに渡りたい気持ちを伝えましょう。



自転車を利用する方はヘルメットを着用しましょう!

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っています(図1参照)。交通事故の被害を軽減するためには、自転車用ヘルメットをかぶり、頭部を守ることが重要です。

買物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗るときはヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。

道路交通法上、幼児・児童の保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるよう努める義務があります。子供だけでなく、大人もヘルメットの利用に努めてください。

自転車用ヘルメットは、あくまでも事故の被害を軽減するものです。まずは、交通事故にあわないための安全行動を心がけましょう。

図1 自転車乗用中死者の人身損傷主部位(致命傷の部位)(平成28年～令和2年合計)



・「その他」とは、顔部、腹部等をいう。